



宮崎労発基 0907 第 1 号
令和 5 年 9 月 7 日

各 位

宮崎労働局長



宮崎県最低賃金額の改定に伴う周知について（広報依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の宮崎県最低賃金につきましては、本年 10 月 6 日から「時間額 897 円」に改正することとなりました。

最低賃金については、広く県民に周知することが重要と考えており、県内の市町村等に広報のご協力をお願いしています。

つきましては、同封の「広報例」及び「業務改善助成金」リーフレットを参考に最低賃金及び業務改善助成金の概要等について貴団体発行の広報紙等に掲載していただきますようお願い申し上げます。

広報紙等に記事を掲載していただいた場合は、お手数ですが同封の返信用封筒により当局賃金室まで送付いただきますようお願いいたします（広報紙等が封筒に入らない場合は、最低賃金額改定について広報いただいたページの写しでも結構です）。

なお、ホームページが開設されている場合、可能であれば広報紙と同様の内容を掲載していただきますよう併せてお願い申し上げます。掲載用の電子媒体につきましては、当局賃金室あてご連絡いただければ提供させていただきます。

また、最低賃金額改定の広報用ポスター・チラシ等につきましては、9 月中旬以降に送付することを予定しておりますので、その際は掲示等をお願いいたします。

【問合せ先】

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎

宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985-38-8836

Mail chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp